

千葉県斎場火葬施設使用料減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県斎場設置管理条例（平成16年千葉県条例第33号）第10条の規定による火葬施設使用料（以下「使用料」という。）の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(減免対象)

第2条 使用料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第7条の規定により火葬を行う場合で、かつ死亡者の遺留金等により使用料の納付が不可能な場合
- (2) 市内に設置されている医学・歯学の大学における人体解剖学の教育・研究のために提供された献体の火葬を行う場合（当該献体に係る死亡者が市外居住者である場合に限る。）
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特に市長が減免する必要があると認める場合

(減免額)

第3条 使用料の減免額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 全額
- (2) 前条第2号に該当する場合 使用料の額と当該死亡者が市内居住者であるとみなした場合の使用料の額との差額に相当する額
- (3) 前条第3号に該当する場合 全額又は一部

(減免申請者等)

第4条 減免の申請者及び千葉県斎場管理規則（平成16年千葉県規則第52号）第4条の市長が必要と認める添付書類は、別表のとおりとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、医療衛生部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の行旅病人及行旅死亡人取扱法に係る規定を削除する規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

減免事由		申請者	添付書類
第2条	第1号	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条に基づき火葬を行う事務を所管する課等の長	死亡報告書 本籍等不明死体調査書
	第2号	大学長等	—
	第3号	市長が認める者	その都度、必要な書類